

富田事務所は本年7月1日をもって、設立丸3年に達します。私自身は来年は不惑（四十而不惑）を迎えます。

自他共に認めるように日頃の言動がちゃかちやかしている私ですが、余裕と落ち着きをもって業務研鑽に励みたいところです。

久し振りの事務所報となりました。本年度は下記のとおり、数多くの講師活動を展開できることとなりました。



## 24年度の富田行政書士の講師日程

※今号の事務所報発行日現在で決定しているものです

- ★4月8日（日）、22日（日） ※無事終了致しました！！  
蕨市立旭町公民館主催事業「遺言・相続・葬儀のイロハ」より  
第1・2回（全3回）にて相続・遺言について講義いたします。
- ★6月23日（土）、7月7日（土） 午後1時30分～3時30分  
川口市立芝北公民館主催事業「芝北くらしの法律講座」より  
全2回で任意後見制度・葬儀について講義いたします。
- ★7月11日（水） 午後1時30分～3時30分  
蕨市立南公民館主催事業「南公民館高齢者学級 みなみ学園」  
より第3回（全11回）にて  
「遺言は大切な人へのラブレター！ 遺言書を書いてみよう」  
を講義します。
- ★7月14日（土） 午後7時～8時  
川口市立芝富士公民館主催事業「人権問題理解講座」
- ★9月8日（土）、15日（土） 午後2時～4時  
川口市立上青木公民館主催事業「相続遺言教室」より  
全2回で相続・遺言について講義いたします。
- ★10月24日（水） 午後1時30分～3時30分  
社会福祉法人うらら みずべの苑高齢者あんしんセンター（北区の委託型地域包括  
支援センター）主催事業  
全1回にて「やさしい遺言の書き方」を講義いたします。
- ★11月18日（日）、25日（日） 午後1時30分～3時30分  
川口市立領家公民館主催事業「タイトル未定」より  
全2回で相続・遺言について講義いたします。
- ★12月2日（日）、9日（日） 午後2時～4時  
川口市立青木東公民館主催事業「タイトル未定」より  
全2回で相続・遺言について講義いたします。

# 相続講義特集（10）遺言の付言事項

（前号よりつづき、平成22年10月3日川口市立芝富士公民館の相続講義の再現）

次の章として「遺言には自分の気持ちを思いっきり書きましょう！」と書きました。それはどういう意味か？ 遺言本文で何の財産を誰に相続させたいか書かなければなりません、本文外の「付言事項」あるいは「法定外事項」といわれる部分で書く内容のことを指しています。

例えば葬儀や法要の指定方法、家族に対するメッセージなどが挙げられます。

今回掲載した自筆証書遺言のサンプルの下の部分に、付言事項が記載されています。ちょっと読み上げてみましょう。

## 「付言事項

1 遺言者(以下、「私」と言います。)は、妻 民子とその家族に恵まれたことを幸せと感じています。私は、皆さんのこれまでの人生を考慮し、今後豊かな人生を歩んでもらうため、この遺言書を作成します。

2 妻 民子には、長い人生の中で、今まで私を支えてくれたことに大変感謝しています。

今ある財産は、民子の内助の功により築けたと思っています。従って、私の財産の全てを民子に相続させたいと思います。老後においても、より充実した生活を送れるよう、役立ててもらえることを望みます。」

今回はまさしく家族に対するメッセージとなっていますね。

例えば葬儀の指定についてですと「遺骨を太平洋に散骨して欲しい」といった事例を見たことがあります。付言事項には遺言本文と違って、法律的拘束力はありません。しかし自分の思いを遺言に現わすと、遺言執行者による遺言執行がスムーズに行くものです。遺言執行者については、次の章でご説明致しますね。

レジュメに戻りますと、次に「公序良俗違反はNG」とあります。

「公序良俗違反」とは道徳的・社会的に良くないこと、といった意味ですね。さきほど「遺言には自分の気持ちを思いっきり書きましょう！」と言いましたが、何でもかんでも許されるわけではないのです。

例えば、残された奥さんに対して再婚禁止を命じる遺言は無効です。未亡人となった奥さんが新しい男性と結婚するのも、結婚前の姓に戻るのも基本的人権として自由なのです。いくら旦那さんが奥さんのことを強く愛していたとしても（笑）、そういう内容はだめなのです。

24年の大河ドラマの主人公・平清盛は、死去の折に家族に「自分の法要は一切不要、その代わりに源頼朝の首を我が墓前に備えよ」と言い残したそうです。これは口述筆記による一般危急時遺言に該当するかもしれませんが、特定の人物に対するいわば復讐を依頼する内容なので、公序良俗違反として許されないのです。

（次号につづく）

## 年金アドバイザー3級を取得しました。

去る3月4日に受験しました。当該資格は銀行業務検定協会が主催し、最高級は2級（1級なし）で4級まで存在します。私がこの度取得した3級は、基本的な年金知識を正確に理解するのはもちろん、その有する知識を実際に活用し顧客の一般的な年金相談に応じられることや具体的な取扱い、実務的な諸手続に関する知識も試験内容に含まれていました。

電卓を使わなければならない年金額の計算問題も出ました。例えば・・・

B夫さん（昭和27年10月20日生まれ）は、妻とパン屋を営んでいる。年金加入歴（加入予定含む）は次のとおり。

昭和46年4月～昭和60年3月 厚生年金保険（168ヶ月）

昭和60年4月～平成14年3月 保険料納付済の期間（204ヶ月）

昭和14年4月～平成20年6月 保険料半額免除の期間（75ヶ月）

平成20年7月～平成23年3月 保険料4分の1免除の期間（33ヶ月）

平成23年4月～60歳に達するまで 保険料納付済の期間（18ヶ月）

B夫さんが65歳から受給できる老齢基礎年金の年金額はいくらか？ 平成23年度のフルペンション（480月満額支給）は788,900円とする。

※今回の試験第33問より、正解と計算式については次号で解説いたします。

今回学習が手薄となってしまいましたが、昨年8月10日公布の年金確保支援法からも出題がありました。新法は必ずチェックしなければなりませんね。

●保険料の納付期間が時効2年であったところを10年に延長  
少しでも年金受給につなげるようにする。

●第3号被保険者期間の取扱い

第3号被保険者期間に重複する第2号被保険者期間が新たに判明し記録が訂正された場合などに、それに引き続く第3号被保険者期間を未納期間とする取扱いを改め、保険料納付済期間のままとして取り扱う。

●国民年金基金への加入年齢の引上げ

国民年金の任意加入被保険者についても国民年金基金への加入OKに。

●確定拠出年金でもいくつか目玉項目があり

年金アドバイザー3級は、そもそも金融機関の渉外係・窓口係の人が相談知識の提供、振込指定口座獲得のために取得するケースが多いようです。

日頃の行政書士業務として相続・遺言が多く占めていますが、関連して年金事項について話題が挙がらないとも限りません。公民館での講義の質問コーナーにて突然尋ねられ、うまく回答できなかつた苦い経験もありました。しかし多くの年金相談というものは、基本知識の範囲内で十分に対応可能であるはずで、今回の合格で自信を持つようにし、ゆくゆくは2級にも挑戦したいものです。

## 貸金庫を知る

ここのところ何故だか、よく相談を受ける内容です。「亡夫が貸金庫を保有していたのだが、その中に重要書類をしまってあるらしく、取り出すにはどうすればよいか？」といった具合です。

開扉したい場合、通常の相続手続と同じく、被相続人の誕生から死亡までの連続したすべての戸籍謄本、各相続人たちの戸籍謄本がまず必要でしょう。また金融機関に行く人の本人確認書類（免許証など）、実印、戸籍謄本・印鑑証明書といったところでしょうか。

さらに以下の基本ルールだけでも知っておくと、大変便利です。

### 【申込み】

●貸金庫を借りるためには、その金融機関と取引している必要があります。

給与振込みや公共料金引き落としなどの、利用実績等による審査に通ると、借りることができるのです。もっとも現在は高額預金者でないと審査を通過しないという金融機関もあるようです。

●保管品の出し入れは、ご本人の他に代理人の方も可能です。

ただし、ご本人以外の方へ鍵やカードを貸与することはできません。ご本人以外の方が利用する場合は、あらかじめ代理人登録が必要です。

### 【契約期間】

はじめは契約日から当該金融機関所定の契約満了月月末まで。

満了日までに本人または当該金融機関から解約の申し出がない場合は、期間満了日の翌日から1年間、契約が継続する（つまり自動更新）。

### 【解約】

貸金庫の届印・貸金庫の鍵・貸金庫カード（それによって貸金庫室に入室するタイプである場合）などが必要です。

### 【代理人届】

届けを完了すれば、格納品の出し入れは本人の他に代理人でも可能です。代理人選任手続きに際しては、本人・代理人の双方が、印鑑・所定の本人確認書類（運転免許証・パスポートなど）を持参の上で金融機関におもむきます。

平成 24 年 5 月 14 日発行（不定期発行） 第 26 号

発行 行政書士富田賢事務所 行政書士 富田 賢(とみた まさる)

〒115-0045 東京都北区赤羽 2-31-3 タグチコーポ 101 号室

JR 赤羽駅東口・東京メトロ赤羽岩淵駅1番出口下車ともに徒歩6分

電話 03-3901-2153 FAX 03-3901-2164

メール info-gtmo@kdr.biglobe.ne.jp

フェイスブック <https://www.facebook.com/masaru.tomita.98>

URL

相続・遺言・遺産分割、建設・宅建、内容証明、各種許認可、相続制度など講義